

都道府県（診療）放射線技師会
会長各位

2020/8/3

平素より大変お世話になっております。

上田会長より、ご指示いただき、メール差し上げております。

厚生労働省安全衛生部労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室より、以下のご連絡がありました。ぜひ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

眼の水晶体の被ばく限度の見直しに伴い、厚生労働省が以下の事業を実施しております。

1. <被ばく線量低減設備改修等補助金>

内容：眼の水晶体が受ける被ばく線量のための防護用具購入経費の一部の補助を行う。

対象：病院、歯科を含む診療所

申請期間：8月3日～10月31日

詳細は以下 URL からご確認ください。

<https://tgn-hojokin.nustec.org/>

<放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業>

内容：web 上でマネジメントシステムの導入支援を行う。

対象：眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う医療機関

応募期間：8月11日～9月4日

詳細は以下 URL からご確認ください。

<https://ms.nustec.org/>
